

令和4年度神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会次第

令和4年7月11日(月) 18:30~20:00  
オンライン開催

【 ミーティング ID: 996 2510 0020  
パスコード: 168898 】

1 開会

2 議題

神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 改定骨子案について

3 報告

4 閉会

【配布資料】

次第

名簿

資料1 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 改定骨子案について

資料2 令和4年度事務局(健康増進課)事業について

参考資料1 アレルギー疾患対策基本法

参考資料2 令和4年3月14日厚生労働省告示第六十五号(厚生労働省告示)

参考資料3 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会設置要綱

参考資料4 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画

神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会委員

<名簿>

所 属	役 職	氏 名
相原アレルギー科・小児科 クリニック	院長	相原 雄幸
東海大学	教授	浅野 浩一郎
神奈川県都市衛生行政 協議会	海老名市健康推進課長	安宅 道善
北里大学病院	講師	有沼 良幸
神奈川県町村保健衛生 連絡協議会	松田町子育て推進課長	石渡 由美子
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター	アレルギー科部長	犬尾 千聡
独立行政法人 国立病院機構相模原病院	臨床研究センター長	海老澤 元宏
聖マリアンナ医科大学病院	准教授	大岡 正道
横浜市立大学附属病院	教授	金子 猛
公益社団法人 神奈川県薬剤師会	理事	金子 弘之
公益社団法人 神奈川県病院協会	副会長	小松 幹一郎
神奈川県衛生研究所	所長	多屋 馨子
神奈川県教育委員会 (教育局指導部)	保健体育課長	富澤 桂子
横浜市立みなと赤十字病院	アレルギーセンター長	中村 陽一
公益社団法人 神奈川県栄養士会	理事	中山 靖子
神奈川県 保健福祉事務所長会	小田原保健福祉事務所長	長谷川 嘉春
横浜市 (健康福祉局健康安全部)	保健事業課担当課長	山田 洋
公益社団法人 神奈川県医師会	理事	渡邊 知雄

(五十音順：敬称略)

# 令和4年度第1回 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課  
令和4年7月11日

Kanagawa Prefectural Government

## ○本日の議題：

神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 改定骨子案について

Kanagawa Prefectural Government

## 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 改定骨子案について

- 1 アレルギー疾患対策基本法と神奈川県アレルギー疾患対策推進計画の策定
- 2 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正の概要
- 3 令和3年度協議会の振返り
- 4 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会改定骨子案について
- 5 今後のスケジュール

### 1 アレルギー疾患対策基本法と神奈川県アレルギー疾患対策推進計画の策定

#### 背景

- アレルギー疾患は、原因も症状もさまざまで、国民の約2人に1人が何らかの疾患を持っていると言われており、患者数は増加傾向。
- 平成27年12月25日「**アレルギー疾患対策基本法**」が施行。

対象疾患：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー

#### 基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること

#### 指針

第11条 国はアレルギー疾患対策基本指針を策定しなければならない  
⇒ 平成29年3月策定、5年ごとに見直し 令和4年3月改正告示

#### 県計画規定

第13条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、( 中略 ) 状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

第20条 国の施策と相まって、地域の実情に応じ、第14条から18条までに規定する施策を講ずるように努めなければならない。

基本法及び基本指針に沿い、平成30年3月に5か年（～令和5年3月まで）の現行計画を策定

## 2 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正の概要

第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、アレルゲン回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。 ○外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「歯科医師」「管理栄養士」を明記する。 ○「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ○都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。 ○長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。 ○地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。

Kanagawa Prefectural Government

(令和4年3月14日 厚生労働省改正告示第六十五号)

4

## 2 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正の概要

### 国指針改正内容について

国指針改正に伴う指針項目の変更はないため骨子の項目についても変更はない。追加される主な施策内容については今後素案の検討で追加する。

国 指針項目(旧)	国 指針項目(新)	主な施策内容
I アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	
II アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	出生前から保護者等への普及啓発 アレルゲン免疫療法も含めた免疫寛容
III アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	
IV アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	
V その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	防災部署との連携について

Kanagawa Prefectural Government

5

## 2 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正の概要

### 国指針と県計画の対応について

国 指針項目	県計画	
I アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	第1章 はじめに 第2章 アレルギー疾患の現状	
II アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	第3章 アレルギー疾患対策の課題 1 アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減	第4章 アレルギー疾患対策推進のための <b>施策</b> 施策の柱1 発症・重症化の予防や症状の軽減
III アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	2 アレルギー疾患の適切な医療を受けられる体制の整備	施策の柱2 適切な医療を受けられる体制の整備
IV アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項		
V その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	3 アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり	施策の柱3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

6

## 3 令和3年度協議会の振り返り

### 協議会における現行計画の総括（成果と課題）

令和4.3.16 令和3年度県アレルギー疾患対策推進協議会 資料3

#### 2 現行計画の総括



##### （ 成果 ）

- ・ 体制整備に注力し、拠点病院の選定・協議会の設置など体制整備の一部が完了した
- ・ 県と拠点病院が連携することで県民や支援者に対する普及啓発・人材育成事業の実施スキームの構築が図られた

##### （ 課題 ）

- ・ 体制整備のうち診療連携協力体制の構築や専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成の取組が不足していた

7

令和3年度協議会では現行計画について以下の通り総括された。

- 区分Ⅰ Ⅲ は国指針に改定項目はなく、引き続き着実な事業実施を行う。
- 区分Ⅱ は「専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成」に関する県の施策が不足している。

### 県施策の3つの区分

**生活環境の改善**

Ⅰ アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

**医療提供体制の整備**

Ⅱ 適切な医療を受けられる体制の整備

**生活の質の維持向上**

Ⅲ アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

課題	県の施策
アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及	ホームページによる情報提供、講演会の開催、リーフレット配布、出前講座
生活環境におけるアレルゲン等の軽減	加工食品のアレルゲン検査、スギ・ヒノキの花粉飛散量の調査と県民への情報提供、ディーゼル規制に係る検査・指導、自動車NOx・PM総量削減計画の進行管理等
生活スタイルの改善	卒煙(禁煙)サポート、受動喫煙の防止事業者指導等、未成年者の喫煙防止対策等
医療提供体制の整備	神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院の選定 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会の設置
専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成	
アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成 連携協力体制の確保	食物アレルギー緊急時対応研修、教職員新任者研修、保育エキスパート研修等
災害時の対応	アレルギー疾患対策に係る関係職員研修の実施

Kanagawa Prefectural Government

## 4 県アレルギー疾患対策推進計画改定骨子案について

### 骨子案の主なポイント

#### 1 「アレルギー疾患対策基本指針」との整合

○現計画の項目は「基本指針」と合致しているため、**基本的に踏襲**する。

#### 2 本県の現状を踏まえた対応

○これまでの取組の成果と課題を踏まえ、神奈川県アレルギー疾患対策推進計画に位置付ける項目を追加する。

## 4 県アレルギー疾患対策推進計画改定骨子案について

### 第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 対象区域
- 5 基本的な考え方

### 第3章 アレルギー疾患対策の課題

- 1 アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減
  - (1)アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
  - (2)生活環境におけるアレルゲン等の軽減
  - (3)生活スタイルの改善
- 2 アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備
  - (1)医療提供体制の整備
  - (2)専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成
- 3 アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり
  - (1)連携協力体制の確保
  - (2)アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
  - (3)災害時の対応

### 第5章 推進体制

- 1 アレルギー疾患対策推進協議会
- 2 アレルギー疾患対策会議
- 3 計画の推進のための点検及び評価

○現行計画の今後の課題として

第4章 3 (2) 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成 を追加する

### 第2章 アレルギー疾患の現状

- 1 主なアレルギー疾患の特徴
- 2 患者数の増加

### 第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

- 1 施策の体系図
- 2 発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進
  - (1)アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
  - (2)生活環境におけるアレルゲン等の軽減するための取組み
  - (3)生活スタイルの改善のための取組み
- 3 適切な医療を受けられる体制の整備
  - (1)アレルギー疾患医療を提供する体制の整備
  - (2)専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成
- 4 アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり
  - (1)アレルギー疾患患者に関わる者の人材育成
  - (2)相談窓口の案内
  - (3)災害時の対応

#### 参考

- 1 第1次計画の成果と課題
- 2 用語の説明

10

## 5 今後のスケジュールについて

3月	7月	8月	10月	1月	3月
現行計画の総括	協議会	書面照会等	協議会	推進協議会 パブコメ実施	計画策定 知事決裁
成果と課題の整理をいた だきました	骨子案の検討	素案作成に向けたご意 見の照会のご相談	素案の検討 7月協議会で確認 した骨子案につ いて共有・確認 施策の検討	計画案の検討 10月協議会で確認した 素案について共有・確認 パブコメ結果の確認と計 画への反映について検 討 施策の確認	